

「輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領」(平成 10 年 3 月 30 日付け 10 農産第 2122 号農産園芸局長通達)の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行												
別記 2 (第 2 関係) 規則別表 2 の 2 に定める基準の実施に関する輸出国への要求事項 <table border="1" data-bbox="241 485 1077 1402"> <tr> <th data-bbox="241 485 658 534">検疫有害動植物</th><th data-bbox="658 485 1077 534">要求事項</th></tr> <tr> <td data-bbox="241 534 658 632">1 ～ 5 (略)</td><td data-bbox="658 534 1077 632">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="241 632 658 1402">6 <i>Bactericera cockerelli</i></td><td data-bbox="658 632 1077 1402">当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当</td></tr> </table>	検疫有害動植物	要求事項	1 ～ 5 (略)	(略)	6 <i>Bactericera cockerelli</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当	別記 2 (第 2 関係) 規則別表 2 の 2 に定める基準の実施に関する輸出国への要求事項 <table border="1" data-bbox="1176 485 2011 1402"> <tr> <th data-bbox="1176 485 1592 534">検疫有害動植物</th><th data-bbox="1592 485 2011 534">要求事項</th></tr> <tr> <td data-bbox="1176 534 1592 632">1 ～ 5 (略)</td><td data-bbox="1592 534 2011 632">(略)</td></tr> <tr> <td data-bbox="1176 632 1592 1402">6 <i>Bactericera cockerelli</i></td><td data-bbox="1592 632 2011 1402">当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当</td></tr> </table>	検疫有害動植物	要求事項	1 ～ 5 (略)	(略)	6 <i>Bactericera cockerelli</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当
検疫有害動植物	要求事項												
1 ～ 5 (略)	(略)												
6 <i>Bactericera cockerelli</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当												
検疫有害動植物	要求事項												
1 ～ 5 (略)	(略)												
6 <i>Bactericera cockerelli</i>	当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉又は果実に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨(当該消毒を行った日付及びその方法を含む。)を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当												

	該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。
7 <i>Bactericera nigricornis</i>	<u>当該植物が輸出される前に、葉に付着した卵の有無並びに茎葉に損害を与える幼虫及び成虫の有無の検査を行って本害虫に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。なお、本害虫に侵されていることが確認された場合は、消毒を行うことができるものとし、当該消毒を行った場合にあっては、その旨（当該消毒を行った日付及びその方法を含む。）を検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。</u>
8～35 （略）	（略）
36 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	（１）種子について 採種用の親植物又は種子について適切な遺伝子

	該消毒を行って本害虫に侵されていないことを検査証明書に追記すること。 (新設)
7 <i>Bactericera nigricornis</i>	
8～35 （略）	（略）
36 <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>	（１）種子について 採種用の親植物又は種子について <u>RT-PCR 法等</u>

学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、RT-PCR 法の適切な遺伝子学的手法による検定を行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ、リアルタイム RT-PCR 法による検定を行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、

の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

イ 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 400 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽

	当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。 (2) (略)
37～44 (略)	(略)

	出し検定に供すること。 (2) (略)
37～44 (略)	(略)

附 則

この改正は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。